

総務委員会会議録（要点筆記）

令和3年9月6日（月）

午前9時30分 開会

○山田清一委員長

ただいまから総務委員会を開会します。議事を行います。

議案第56号「令和3年度半田市一般会計補正予算第6号中当委員会に分割付託された案件」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】（当局説明）

○榑原正彦財政課長

財政課所管分の補正予算について、（議案書20、21ページ）歳入において、三段目の表、20款1項1目1節、前年度繰越金9,010万2千円の追加は、本補正予算において必要な一般財源を前年度の一般会計からの繰越金の同額で賄うものです。

○鈴木貴司税務課長

税務課所管分の補正予算について、（議案書22、23ページ）歳出12目諸費22節償還金、利子及び割引料、説明欄22、国有資産等所在市町村返還金（319万6千円）は、本会議で総務部長から説明したとおりです。

○小林徹秘書課長

秘書課所管分の補正予算について、（議案書23ページ）歳出2款1項5目24節積立金のうち、国際交流基金積立金1万2千円の追加はふるさと納税のご寄附を基金に積み立てたものです。寄附の内訳は議場で総務部長が説明したとおりです。

○山田清一委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

○山田清一委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。よって議案第56号「令和3年度半田市一般会計補正予算第6号中、当委員会に分割付託された案件について」は、原案のとおり可決しました。

○山田清一委員長

つづきまして、議案第59号「令和3年度半田市立半田病院事業会計補正予算第2号」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】（当局説明）

○榑原崇管理課長

事務局長が議場で説明したとおりです。

○山田清一委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

【 「なし」との声あり 】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第59号「令和3年度半田市立半田病院事業会計補正予算第2号」は、原案のとおり可決しました。

○山田清一委員長

つづきまして、議案第60号「半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】(当局説明)

○水野一男人事課長

8月24日の全員協議会及び31日の本会議で企画部長から説明したとおりです。

○鈴木健一委員

最低賃金が上がるということで、(会計年度任用職員の)給与を上げるということですが、本来であれば、最低賃金ギリギリでの(給料)設定がいかげなものかと考えるが、最低賃金が上がらなければ上げないという理解で良いか。

○水野一男人事課長

現在の(給料)単価は職務の内容、周辺自治体等の状況を踏まえまして、基準となる号給を正規職員の給料表に適用させたもので、組合交渉を経て決定しています。現時点で会計年度任用職員の給料をベースアップする考えはありません。給料表の改定が生じた場合は当然ながら会計年度任用職員も変更になると考えています。

○小出義一委員

条例に162.75を乗じてと記述があるが、この係数に名称(呼び方)はあるのか。

○水野一男人事課長

係数に対する名称等は特にありません。

○山田清一委員長

他にご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。

ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号「半田市パートタイム会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

○山田清一委員長

つづきまして、議案第 61 号「半田市個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】(当局説明)

○山本勇夫総務課長

8月31日、本会議場で総務部長から説明したとおりです。

○山田清一委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。よって議案第 61 号「半田市個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり可決しました。

○山田清一委員長

つづきまして、議案第 62 号「半田市手数料条例の一部改正について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

【補足説明】(当局説明)

○山本勇夫総務課長

8月24日の全員協議会及び31日の本会議場で総務部長から説明したとおりです。

○山田清一委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○鈴木健一委員

土地台帳を廃止することで、市民にどのような影響があるのか。

○鈴木貴司税務課長

土地台帳は法務局にある登記の情報のうち、地番、地目、所有者を一覧にしたもので、庁内で建設部局等が土地の所有者を調べるために使用していましたが現在はGIS、機械化が進み各課で調べることができるようになっていますが、台帳のみが残存している状況でした。市民で主に利用されているのが、不動産業者の方などが土地の所有者を調べるために閲覧に来られていますが、法務局で同じ情報を閲覧することができるので(大きく影響はないと考えています。)庁内での利用がなくなったことに伴い、近隣市町の状況も確認し、廃止することにしました。

○鈴木健一委員

マイナンバーの項目がなくなるということですが、地方公共団体情報システム機構に払うことになるだけという理解でよいか。

○山本勇夫総務課長

マイナンバーカードの再交付につきましては、窓口で千円をお支払いいただいています。現時点では千円のうち 200 円を地方公共団体情報システム機構に収入し、800 円を市の歳入であったものが、法の改正により千円全てが情報機構の収入となることで、市の歳入がなくなるので項目を削除するという一部改正を行うものです。

○鈴木健一委員

ということは、市民の負担は変わらないということか。

○山本勇夫総務課長

はい。今までと変わらず、千円をご負担いただきます。

○山田清一委員長

他にご質疑ございませんか。

【「なし」との声あり】

○山田清一委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いします。

【委員 7 名中、挙手 6 名】

賛成多数です。よって議案第 62 号「半田市手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決しました。

○山田清一委員長

以上で、当委員会に付託されました議案は、審査を終了しました。なお、委員長報告は、正副委員長にご一任いただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

ありがとうございました。

それでは、ほかに何かありましたらお願いします。ないようですので、本日の委員会はこれにて閉会いたします。

午前 9 時 45 分 閉会